

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて 平成13年4月1日 01-制度-00071 <u>最終改正 平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>[I] 1. ①～⑥ （略）</p> <p><u>⑦ 約款第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の用途となる輸出貨物の代金若しくは賃貸料に係る輸出契約、仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料に係る仲介貿易契約又は技術等の提供の対価に係る技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生迄の間に以下の条件を満たしているものとする。</u></p> <p><u>1 輸出契約等の相手方が「<u>海外商社の与信管理について</u>」（平成13年4月1日 01-制度-00064。）第8条各項の規定に該当しないこと。この場合において、当該規定中「<u>被保険者</u>」とあるのは、「<u>貿易代金貸付保険約款（平成17年4月1日 05-制度-00014）第2条第7号に規定する輸出者等</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 貸付契約の資金用途が仲介貿易契約である場合は、当該仲介貿易契約の相手方が次のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p><u>(1) 買契約（貸付契約の用途となる仲介貿易契約を締結する本邦仲介貿易者が、仲介貿易契約に基づいて販売若しくは賃貸するために、貿易一般保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00034。）第1条七号に定義される仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。）の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合、当該相手方の他の支店を含む。）</u></p> <p><u>(2) (1)に規定する買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの</u></p>	<p>貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて 平成13年4月1日 01-制度-00071</p> <p>[I] 1. ①～⑥ （略）</p>	

<p><u>イ 買契約の相手方の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）</u></p> <p><u>ロ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ又はロに該当する法人を除く。）</u></p> <p><u>ニ イ、ロ又はハに該当する法人の支店</u></p> <p><u>(3) その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの</u></p> <p>[I] 2. ～ 4. (略)</p> <p>[II] (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p> <p>別表1～4、国別別表 (略)</p>	<p>[I] 2. ～ 4. (略)</p> <p>[II] (略)</p> <p>別表1～4、国別別表 (略)</p>	
--	--	--